

I 総論

1 策定の目的

この「第3次斑鳩町行政改革実施計画」（以下、「実施計画」という。）は、「斑鳩町行政改革大綱〔第3次〕」（以下、「大綱」という。）における「改革の視点：行政経営型システムへの転換」を受けて、基本理念である「行政のパートナーである住民に対し、効果的で質の高いサービスを最小の経費で効率的に提供し、常に成長することができる行財政システム」の実現に向けた計画を示すことを目的とする。

大綱では、これまでの行財政改革の取組みと成果をふまえ、さらなる行財政改革の必要性、改革の基本方向、主な課題と検討の方向性について示している。具体的には、斑鳩町における自治体経営の新しい目標像を、「行政の経営戦略を適切に立てて、計画（PLAN）、実施（DO）、評価（CHECK）、改善（ACTION）の経営サイクルを円滑かつ実効的に循環させながら、行政自らが自助努力を行い成長していく」次の要件を備えたシステムと定め、（1）職員の行政経営能力の向上と創造性を大切にした組織風土の醸成、（2）効果的・効率的な行財政運営、（3）住民とのパートナーシップに基づく行財政運営、（4）絶え間なく自助努力を行い成長する行財政システムの「4つの新機軸」により改革の推進を図ることとしている。

この実施計画では、「4つの新機軸」を基礎として、町が具体的に取り組む課題を抽出しており、これにより行財政改革を推進するものである。

2 実施計画の性格

この実施計画は、大綱によって示された行財政システム改革の方向性に基づき、長期的に必要な計画を定めたものであり、大綱とこの実施計画が一体となって行財政改革が推進されるものである。

具体的な取組み項目は、町長部局、教育委員会及び上下水道部に関するものであるが、他の執行機関等についても、その取組みについて要請するものとする。また、この実施計画に取り上げられている取組み事項以外の事項についても、大綱及び実施計画の趣旨に基づき、柔軟かつ機動的に行財政改革に取り組んでいくことが求められる。

なお、この実施計画の内容は、基本構想・基本計画の見直し等にともなう新たな行政課題に応じて、適宜、追加・修正されるものである。

3 計画期間

計画期間は、大綱の期間である平成15年度から平成22年度までの8年間の前期4ヵ年とし、平成15年度から平成18年度までとする。

4 数値目標の設定

数値による目標設定を行うことにより、取組みの現状が瞭然となり、他団体との比較や経年変化についても把握することが可能となる。本町の行財政改革においても、取組み概要と年次計画を極力明記するとともに、可能な限り数値化による目標設定を行った。

5 取組み課題の構成

この実施計画は、大綱における「Ⅳ 新しい行財政システムへの方策（基本計画）」の項目ごとに、具体的な取組みの内容をまとめたものである。それぞれの項目は次の3つにより区分される。

(1) 「重点課題」

行財政システムの改革において特に重点的に推進すべき課題（全8項目）

- 現状・取組み項目・スケジュールを明記するとともに、提示できるものは数値目標を付した。

(2) 「緊急課題」

主として平成15年から17年度に優先的に実施する課題（全22項目）

- 現状・取組み項目・スケジュールを明記した。

(3) 「推進課題」

その他の取組み課題（全127項目）

- 改善の方向性と実施時期を示した。

6 今後の行政改革の方向

(1) 基本構想・計画との関係

大綱及び実施計画は、基本構想・基本計画の見直しが完了した時点で、必要に応じて見直しを行う。特に、実施計画における取組み課題のなかには、基本構想・基本計画の項目と重なる部分も含まれており、新たな人材の投入や財政支出を必要とするものもある。この場合、各取組み課題の実施については、財政フレームとの関係や財源調整を個別に行いながら実施していくものとする。

(2) 実施計画以外の行財政システム改革の取組み

行財政システム改革に関する個別の取組みについては、本実施計画に掲載されたもののみならず、時代のニーズや他団体の動向等を的確に把握しながら、新たな取組み等について引き続き検討・実施していく。

(3) 行財政システム改革実施状況の公開

行財政改革の実績については、平成15年度以降、毎年町の広報及びホームページ等により公開していく。

7 集中改革プランへの対応

(1) 「集中改革プラン」策定の趣旨

平成17年3月に、国において、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が策定された。そのなかで、全国自治体に「集中改革プラン」の策定・公表が要請され、全国自治体が行政改革の成果を期間や項目を揃えて公表することにより、国民にわかりやすく示し、各自治体による一層積極的な行政改革を推進していこうとするものである。

(2) 斑鳩町における「集中改革プラン」に対する取組み

本町では、大綱及び実施計画を策定し、行政改革の取組みをすでに推進しているところであるので、新たな「集中改革プラン」を策定するのではなく、現実実施計画を見直すことにより対応することとする。

「集中改革プラン」に対応する取組み課題については、実施計画内で、「集中改革プラン対応項目」と明記する。また、特に数値目標や実施スケジュールの設定が必要な項目については、最後に「集中改革プラン主要項目」として、取組み課題を再掲載し、その詳細を設定するものとする。

(3) 計画期間

「集中改革プラン」の計画期間は、平成17年度を起点に概ね平成21年度までの5年間となっているため、「集中改革プラン主要項目」については、新たに平成21年度までのスケジュールを追加するものとする。